

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

ご家族の方が扶養認定を受ける場合の添付書類の一部が変わります

- 平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になります。
- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。
なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。
- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため次の一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。
- 詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

〈添付書類一覧〉

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の場合

- ※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。
- ※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
- ※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。
- * 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

被保険者の個人番号（マイナンバー）の確認にご協力ください

日本年金機構においてマイナンバーを確認できていない厚生年金保険被保険者（以下「未収録者」という。）が在籍する適用事業所の事業主様に、平成30年8月下旬に「未収録者一覧」^(※)を送付しましたので、ご確認をお願いします。なお、未収録者がいない適用事業所の事業主様には当該一覧は送付しておりません。
(※) 昨年12月に送付した「マイナンバー等確認リスト」も含め、対象者は厚生年金保険被保険者のみであり、被扶養配偶者は対象としておりません。(詳細は、日本年金機構ホームページをご参照ください。)

本件に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(Tel 0570-007-123)へお願いします。

* 050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6837-2913)まで

年間平均額により随時改定を届出することができます

平成30年10月改定以降（固定的賃金の変動が平成30年7月以降）の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均額による随時改定の届出をすることができます。
詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 予約による年金相談を行っております

年金事務所では現在、「**年金相談の予約制**」を推進しております。この取り組みにより、お客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。また、年金事務所は年金相談に来られる方の相談内容を事前に把握することにより、必要な準備を行い、お客様に対してより丁寧な相談対応が可能となります。年金相談にお越しになれる方は、事前に年金事務所へお電話でご予約いただくことをお勧めいたします。

◆ 年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00
⇒10月1日、9日、15日、22日、29日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00
⇒10月13日

平成30年10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部**を**予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

- ・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）
- ・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

◆ 出張相談所開設のご案内

日	時	会場	管轄年金事務所
10月18日（木）	10:00～16:00	菊川総合支所	下関年金事務所
10月25日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
10月4日（木）	10:00～16:00	【予約制】平生町商工会	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
10月10日（水）	9:30～15:30	【予約制】光市役所	
10月24日（水）	9:30～15:30	【予約制】下松市役所	
10月10日（水）	9:30～15:30	【予約制】美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
10月11日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
10月16日（火）	10:00～16:00	【予約制】周防大島町久賀総合センター	
10月25日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	
10月11日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
10月17日（水）	10:00～12:00	【予約制】萩市役所須佐総合事務所	
10月25日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。